健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

- 1 令和3年第1回定例会提出予定追加議案の説明
 - (3) 議案第57号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に ついて
 - 資料1 議案第57号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月25日

健康福祉局

議案第57号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営 の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制 定について

1 条例改正の背景

- (1)児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する 基準の一部改正
- (2)児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等の一部を改正する省令の一部改正

2 条例の主な改正内容

- (1)上記1(1)に伴い、主として知的障害のある児童又は主として盲児若しくはろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設に置くべき児童指導 員及び保育士の総数をおおむね障害児の数を4で除して得た数以上とする
- (2)上記1(1)に伴い、指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入 所施設に、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないようにするための 委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を義務付ける
- (3)上記1(2)に伴い、平成30年3月31日までに指定を受けている福祉型障害児入所施設(指定障害者支援施設の指定を受けていることをもって、指定福祉型障害児入所施設の基準を満たすものとみなされるものに限る。)について、なお従前の例によるとされた人員及び設備に関する基準の経過措置の期間を令和4年3月31日までとする

3 施行期日

令和3年4月1日

○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条 例

平成24年12月14日条例第55号

改正前

○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条 例

平成24年12月14日条例第55号

【第1条関係】

第1章 総則

(趣旨)

|第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)|第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の規定 並びに法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設 等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(指定障害児入所施設の資格)

含む。) において準用する法第21条の5の15第3項第1号に規定する条例で 定める者は、法人である者とする。

(指定障害児入所施設等の一般原則)

- 意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所」 支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援 を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他 の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援 を提供しなければならない。
- 2 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する2 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する 障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所 支援の提供に努めなければならない。
- |3 指定障害児入所施設等の設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した|3 指定障害児入所施設等の設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した| 運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。)、障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第

第1章 総則

(趣旨)

第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号の規定 並びに法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設 等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(指定障害児入所施設の資格)

第3条 法第24条の9第3項(法第24条の10第4項において準用する場合を)第3条 法第24条の9第2項(法第24条の10第4項において準用する場合を) 含む。)において準用する法第21条の5の15第2項第1号に規定する条例で 定める者は、法人である者とする。

(指定障害児入所施設等の一般原則)

- |第4条 指定障害児入所施設等の設置者は、入所給付決定保護者及び障害児の||第4条 指定障害児入所施設等の設置者は、入所給付決定保護者及び障害児の 意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所 支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援 を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他 の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援 を提供しなければならない。
 - 障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所 支援の提供に努めなければならない。
 - 運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。)、障害者の日常生活及び - 社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第

- 1項に規定する障害福祉サービス(第47条において「障害福祉サービス」と いう。)を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サ ービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。
- 障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うととも に、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第2章 指定福祉型障害児入所施設

第1節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

- 第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のと第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のと おりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所 施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障 害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。
 - (1) 嘱託医 1人以上
 - イに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイ に定める数
 - ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自 閉症児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむ ね障害児の数を20で除して得た数以上
 - イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児人 所施設 1人以上
 - (3) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)及び保育 (3) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)及び保育 士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に 規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。) それぞれ 1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所嗣 設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数

ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所

改正前

1項に規定する障害福祉サービス(第47条において「障害福祉サービス」と いう。)を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サ ービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

4 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する4 指定障害児入所施設等の設置者は、当該指定障害児入所施設等を利用する 障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制 の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ず るよう努めなければならない。

第2章 指定福祉型障害児入所施設

第1節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

- おりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所 施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障 害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。
- (1) 嘱託医 1人以上
- (2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。) ア又は (2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。) ア又は イに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイ に定める数
 - ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自 閉症児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむ ね障害児の数を20で除して得た数以上
 - イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入 所施設 1人以上
 - 士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に 規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。) それぞれ 1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施 設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数

施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(30人以下 の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数 に1を加えて得た数以上)

- イ 主として盲児又はろうあ児(次条第1項において「盲ろうあ児」と いう。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障 害児の数を4で除して得た数以上(35人以下の障害児を入所させる指 定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以 F)
- ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児人 所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上
- (4) 栄養士 1人以上
- (5) 調理員 1人以上
- (6) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号)の規定により障害児入所支援の提供の管理 を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。) 1人以 \vdash
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉 型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設におい て、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行 う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を、そ れぞれ置かなければならない。
- 3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号) の規定による大学(短期大学を除く。) 若しくは大学院において、心理学を 専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であ って、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力 を有すると認められる者でなければならない。

改正前

- ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所 施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上(30人 以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当 該数に1を加えて得た数以上)
- イ 主として盲児又はろうあ児(次条第1項において「盲ろうあ児」と いう。) を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障 害児である乳児又は幼児(次条第3項第3号及び第54条第1項第2号 において「乳幼児」という。)の数を4で除して得た数及び障害児で ある少年の数を5で除して得た数の合計数以上(35人以下の障害児を 入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を 加えて得た数以上)
- ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入 所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上
- (4) 栄養士 1人以上
- (5) 調理員 1人以上
- (6) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号)の規定により障害児入所支援の提供の管理 を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。) 1人以
- 型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設におい て、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行 う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を、そ れぞれ置かなければならない。

(新設)

改正前

4 第1項第2号から第6号まで及び<mark>第2項</mark>に規定する従業者は、専ら当該指<mark>3</mark> 第1項第2号から第6号まで及び<mark>前項</mark>に規定する従業者は、専ら当該指定 定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、 障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の 調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させるこ とができる。

第2節 設備に関する基準

- 及び静養室を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させ る指定福祉型障害児入所施設であって、主として知的障害のある児童を入所 させるものにあっては医務室を、主として盲ろうあ児を入所させるものにあ っては医務室及び静養室を、設けないことができる。
- |2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設には、前項に規定する設備の|2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設には、前項に規定する設備の ほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備 を設けなければならない。
- (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施 設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備 (以下この項において「職業指導に必要な設備」という。)
- (2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練 室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手 すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- (3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、 訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所 施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の 不自由を助ける設備
- 3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 1の居室の定員は、4人以下とすること。
 - (2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。

福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障 害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調 理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させること ができる。

第2節 設備に関する基準

- |第6条||指定福祉型障害児入所施設には、居室、調理室、浴室、便所、医務室||第6条||指定福祉型障害児入所施設には、居室、調理室、浴室、便所、医務室| 及び静養室を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させ る指定福祉型障害児入所施設であって、主として知的障害のある児童を入所 させるものにあっては医務室を、主として盲ろうあ児を入所させるものにあ っては医務室及び静養室を、設けないことができる。
 - ほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備 を設けなければならない。
 - (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施 設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備 (以下この項において「職業指導に必要な設備」という。)
 - (2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練 室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手 すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
 - (3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、 訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
 - (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所 施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の 不自由を助ける設備
 - 3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 1の居室の定員は、4人以下とすること。
 - (2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。

- (3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(第54条第1項第2号に おいて「乳幼児」という。)のみが使用する1の居室の定員は6人以下 とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。
- (4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にするこ と。
- 4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児4 入所施設においては、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- | 5 第1項及び第2項各号に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所 5 第1項及び第2項各号に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所 施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障が ない場合は、第1項及び第2項各号に規定する設備(居室を除く。)につい ては、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる。 (入所支援計画の作成等)
- |第22条||指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入|第22条||指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入| 所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日 常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望 する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。) を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければ ならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保 護者及び障害児と面接しなければならない。この場合において、児童発達す 援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分 に説明し、理解を得なければならない。
- |4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づ|4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づ 必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。

改正前

- (3) 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみが使用する1の居室の定員は 6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。
- (4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にするこ ے ح
- 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児 入所施設においては、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障が ない場合は、第1項及び第2項各号に規定する設備(居室を除く。)につい ては、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる。 (入所支援計画の作成等)
- 所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方 法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日 常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望 する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。) を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければ ならない。
 - 護者及び障害児と面接しなければならない。この場合において、児童発達支 援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分 に説明し、理解を得なければならない。
 - き、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総き、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合 合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定 指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な 事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。

- 話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用 して行うことができるものとする。) を開催し、入所支援計画の原案につい て意見を求めるものとする。
- |6 児童発達支援管理責任者は、入所給付決定保護者及び障害児に対し、前項|6 児童発達支援管理責任者は、入所給付決定保護者及び障害児に対し、前項| の意見を踏まえた入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得な ければならない。
- 援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。
- いて「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべ き課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、当該入所支援計画の見直しを 行い、必要に応じて当該入所支援計画の変更を行うものとする。
- |9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保|9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保| |護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定める| ところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に入所給付決定保護者及び障害児と面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- について準用する。

(運営規程)

の重要事項に関する運営規程(第41条第1項において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。

$1 \sim 10$ (略)

(勤務体制の確保等)

改正前

児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に5 児童発達支援管理責任者は、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる 対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ雷) 担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を 求めるものとする。

- の意見を踏まえた入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得な ければならない。
- |7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支|7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支| 援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。
- |8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、当該入所支援計画の|8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、当該入所支援計画の 実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項にお 実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項にお いて「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべ き課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、当該入所支援計画の見直しを 行い、必要に応じて当該入所支援計画の変更を行うものとする。
 - 護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定める ところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に入所給付決定保護者及び障害児と面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による入所支援計画の変更10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による入所支援計画の変更 について準用する。

(運営規程)

|第35条||指定福祉型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営について||第35条||指定福祉型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営について| の重要事項に関する運営規程(第41条において「運営規程」という。)を定 めておかなければならない。

$1 \sim 10$ (略)

(勤務体制の確保等)

|第36条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児に対し、適切な指定入|第36条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児に対し、適切な指定入|

所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなけ ればならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設の2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設の 従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の 支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- の研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、適切な指定入所支援の提供を確保 (新設) する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景と した言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の 就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を 講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第36条の2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、感染症又は非常災害の発し新設) 牛時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するため 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」 という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければな らない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者に対し、業務継続計画につ いて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければなら ない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを 行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第38条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、消火設備その他の非常災害に 第38条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、消火設備その他の非常災害に て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的 に従業者に周知しなければならない。
- |2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に|2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に|

改正前

所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなけ ればならない。

- 従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の 支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- |3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者の資質の向上のために、そ|3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、従業者の資質の向上のために、そ の研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

- 際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立 際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立 て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的 に従業者に周知しなければならない。

避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当た って、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

- 用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ず るとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなけれ ばならない。
- おいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措 置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及 びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活 用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、 その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及 びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及 び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及 びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- |3 指定福祉型障害児入所施設においては、障害児の希望等を勘案し、適切な|3 指定福祉型障害児入所施設においては、障害児の希望等を勘案し、適切な 方法により、障害児を入浴させ又は清しきしなければならない。 (重要事項の掲示)
- |第41条||指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施||第41条||指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施| 設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の 協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサ ービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項に規定する事項を記載した書(新設) 面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係

改正前

避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(新設)

(衛生管理等)

- |第39条||指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の使用する設備及び飲<mark>第</mark>39条||指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児の使用する設備及び飲 用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ず るとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなけれ ばならない。
- | 2 || 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設に | 2 || 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設に おいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講 ずるよう努めなければならない。

(新設)

方法により、障害児を入浴させ又は清しきしなければならない。

(重要事項の掲示)

設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の 協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサ ービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

改正前

者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることがで きる。

(身体拘束等の禁止)

- 第42条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定入所支援の提供に当たっ<mark>第42条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定入所支援の提供に当たっ</mark> ては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを 得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下こ の条において「身体拘束等」という。) を行ってはならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合 には、その熊様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない 理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装 **置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すると** ともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施す ること。

(虐待等の禁止)

- 第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、障害児に対し、法第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、障害児に対し、法 第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を及ぼ す行為をしてはならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止す るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検 計する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす る。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知 徹底を図ること。
 - (2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止

(身体拘束等の禁止)

- ては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やかを 得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(次項に おいて「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- には、その熊様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない 理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(新設)

(虐待等の禁止)

第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を及ぼ す行為をしてはならない。

(新設)

のための研修を定期的に実施すること。

(3)前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

|第59条 第7条から第17条まで、第19条、第21条から第39条まで、第41条から|第59条 第7条から第17条まで、第19条、第21条から第39条まで、第41条から 第45条まで、第46条第1項、第47条から第51条まで及び第53条の規定は、指 定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第17条第2 項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第56条第1項から第3項ま で」と、第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第33 条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医 療費」と、第41条第1項中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協 力歯科医療機関」とあるのは「第58条の協力歯科医療機関」と読み替えるも のとする。

【第2条関係】

附 則(平成30年3月20日条例第30号)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第5条第4項及2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第5条第4項及 び第6条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、改正後の 条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、 なお従前の例による。

附 則(令和3年○月○日条例第○○号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日 までの間、第1条の規定による改正後の条例(以下「新条例」という。) 第 4条第4項及び第43条第2項(新条例第59条において準用する場合を含 む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるの は、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の

改正前

(準用)

第45条まで、第46条第1項、第47条から第51条まで及び第53条の規定は、指 定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第17条第2 項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第56条第1項から第3項ま で」と、第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第33 条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医 療費」と、第41条中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科 医療機関」とあるのは「第58条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとす る。

附 則(平成30年3月20日条例第30号)

(経過措置)

び第6条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、改正後の 条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、 なお従前の例による。

改正後	改正前	
条例(以下「旧条例」という。)第5条第1項第3号アに規定する主として		
知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新		
条例第5条第1項第3号アの規定にかかわらず、令和4年3月31日までの		
間は、なお従前の例による。		
4 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第5条第1項第3号イ		
に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設に		
ついては、新条例第5条第1項第3号イの規定にかかわらず、令和4年3月		
31日までの間は、なお従前の例による。		
5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第36条の2(新条例第		
59条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第		
36条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」		
と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなけれ		
ば」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。		
6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条第2項(新条例		
第59条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中		
「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。		
7 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第42条第3項(新条例		
第59条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中		
「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。		